

訪問介護事業所クローバー運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社平岩商店が開設する訪問介護事業所クローバー（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態、要支援状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業所は、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町および他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供するの者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護事業所 クローバー
- (2) 所在地 呉市広横路2丁目1番10号
- (3) 電話番号 (0823) 74-8123
- (4) eメールアドレス kaigo.4leafclover@gmail.com

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し、法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、

訪問介護計画の作成、訪問介護員等に対する技術指導、居宅介護支援事業者に対する必要な情報の提供等を行う。

(3) 訪問介護職員等 2. 5名以上

訪問介護職員等は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービスの提供は365日、24時間行う。

(利用料等)

第6条 指定訪問介護サービス等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護サービス等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- (1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う指定訪問介護に要する費用 通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1kmにつき20円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として利用者負担金の100%を徴収する。ただし、契約者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りでない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、呉市（音戸町、倉橋町、川尻町、蒲刈町、下蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町を除く。）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定訪問介護サービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する指定訪問介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定訪問介護サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体の拘束等)

第11条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(2) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(利用者の虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための指針を整備する

(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定訪問介護サービス等に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間（訪問介護事業支給費の請求の根拠となる記録については5年間）保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社平岩商店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。